

平成 29 年 10 月 31 日 第 2 回環境安全委員会 議事録

島田：それでは、これより第 2 回管理型処分場環境安全委員会を開催いたします。まず、私から出席者の紹介をさせていただきます。まず、福島大学特任教授、河津さままでございます。日本原子力研究開発機構福島研究開発拠点保安管理室室長、植頭さままでございます。続きまして、福島県生活環境部次長、鈴木さままでございます。同じく生活環境部中間貯蔵施設等対策室室長、伊藤さままでございます。続きまして、富岡町生活環境課参事兼課長、渡辺さままでございます。復興推進課課長、黒澤さままでございます。楢葉町、青木さままでございます。くらし安全対策課課長、山内さままでございます。続きまして、富岡町住民代表としまして、太田行政区区長、渡辺さままでございます。毛萱行政区区長、佐藤さままでございます。公害対策審議会会長、鎌田さままでございます。続きまして、楢葉町住民代表としまして、上繁岡行政区区長、小葉さままでございます。最後に波倉行政区区長、大和田さままでございます。楢葉町行政区長会会長、菅波さまにつきましては、欠席の連絡をいただいております。議事に入ります前に、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧くださいませでしょうか。まず 1 番上に次第の一枚紙がございます。その次に、資料 1 としまして、前回指摘事項についての説明資料、お手元にご覧いただけますでしょうか。続きまして、資料 2、特定廃棄物埋立処分事業に係る輸送についてでございます。続きまして資料 3、事前環境モニタリングの結果についてでございます。資料 3 の別添としまして、特定廃棄物埋立処分事業に係るモニタリング調査結果の冊子でございます。それから、資料 4 として、情報の公開方法についてでございます。資料は以上でございますが、ご不足の資料はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。河津賢澄先生、どうぞよろしくお願いたします。

委員長：河津でございます。（会議に先立ち）今日も輸送計画ルートの状況調査ということで大変お疲れ様でした。これより安全委員会を行いたいと思います。議事に従いまして進めていきたいと思っております。初めに議事、第 1 番目ですけれども、前回の指摘事項についてということで、この委員会ですべての申しあげたことの回答かと思っております。それでは、環境省の方からご説明よろしくお願いたします。

高木：福島地方環境事務所の高木でございます、よろしくお願いたします。私のほうから資料 1 の説明を、着座させていただき説明させていただきます。前回、さまざまご指摘いただきました中で、次回に少し詳しく資料を作って説明差し上げたいと申しあげました 3 点につきまして資料を用意しております。1 つ目につきましては、管理区域についてのご指摘ありましたけれども、私どものほうで現在想定している管理区域の計画図について示しております。これについては、電離則に則した管理区域でありまして、特に 2 つの基準がありますけれども、それに該当する区域を標識によって明示しなければならないという電離則上の基準がありまして、その中で特に埋立地の埋立地名、その上の部分において、外部放射線による実効線量、空気中の放射性物質による実効線量の合計が、3 ヶ月につき 1.3 ミリシーベルトを超える恐れがある区域というものにかかる可

能性があるというところで管理区域を設定しているところがございます。それであれば、この埋立地の中だけ囲えばいいじゃないかという話もあるかとは思いますが、その上でしっかりそこを、立ち入りエリアを区切るという意味で、ロープを張れる場所、北側で言いますとこの処分場の外側の周辺の山の部分にロープを張ると。また、南側につきましては、先ほど見ていただきました汚染検査室のところでの入退出を管理しますので、そこまで管理区域を引っ張ってロープで区分けをするという予定で考えているところがございます。管理区域の明示板としましては、この右上にあるような「関係者以外立入禁止（管理区域）」といったような表示を考えておりまして、人が立ち入るエリア、この図で言いますとオレンジで書いてある部分についてロープ2段、明示板黄色で表示したいと。また、人が立ち入らないエリアについては、ロープ1段、明示板については白色のもので表示したいと考えております。この下のほうに書いてありますとおり、原子炉等規制法による管理区域ではありませんので、フェンスや壁といったものは必要とはされていないというところでロープによる明示ということで計画しているところがございます。続きまして2ページ目ですが、処分場の雨水や降雨時の対応についてのご指摘がありましたので、そういう処分場内の水の流れというのを少し模式的に分かりやすく示してみたものがこの図でございます。真ん中にあるのが処分場の断面図になりまして、左側が上流側区画、右側が下流側区画です。先ほどご覧いただきましたように、キャッピングシートと釜場というのを記載しておりますけれども、この埋立地内に降った水については、キャッピングシート上で釜場の中に集められます。そこで汚染がないことを確認した上で、釜場の排水ポンプから、この青い矢印を通して洪水調整池のほうに送られ、そこから放流されるということになっておりまして、ここの釜場の排水ポンプですが、予備ポンプを含めて最大33台を配備できることに、33台を確保しております。これを全部使いますと、時間当たり約3,000立米ぐらいの水を吐き出せる能力があるというものでございます。また、この埋立地内を浸透して下に降りていったものについては、最後右下のポンプ井にあるポンプによって浸出水調整槽に送られると。浸出水調整槽、この青いボックスの左側のものですが、これに送られた水は、その後水処理施設に日150立米の処理能力のものを常時稼働しておりまして、そこで処理されて洪水調整池に運ばれ、放流されるというようなものでございます。例えばということで左下のボックス、時間当たりの100ミリの埋立地内降雨量があった場合、埋立面積の中で、最大で約3ヘクタールぐらいになる段階がありまして、そのときに100ミリ降ると時間当たり約3,000立米というところで、先ほどの釜場排水ポンプの能力でそれを出し切るということで考えております。また、富岡町の過去40年最大時間降水量というところは、時間当たり63ミリと、最大日降水量は日250ミリという部分です。また、さらに洪水調整池の容量設定、最初に処分場を作ったときの容量の設定については、この流域で最大雨量が時間当たり130ミリとなる24時間降雨をシミュレーションしまして、それを想定して設計したものでございます。最後に3枚目ですけれども、イノシシの対策というのは、これは処分場の入り口で見ていただけたかと思っておりますけれども、外周のフェンスと地面とのすき間が大きい部分について、侵入防止柵ということで柵を設

置しております。また、処分場内監視カメラも付いておりますので、またその監視カメラも活用しつつ、引き続きイノシシの侵入防止に努めていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

委員長：ありがとうございます。ただ今環境省のほうから、前回の委員会後、いろいろ話は当然出たんですけども、これに対する質問、意見ございましたら、いかがですか。はい、どうぞ。

小葉委員：説明資料の1なのでですけども、人が立ち入るエリアと立ち入らないエリアで色分けしているんですけど、明示板のところの記載文句は同じということではよろしいでしょうか。

高木：記載の文句は同じでございます。

小葉委員：色が違うだけ？

高木：はい、色が違うだけです。

小葉委員：ありがとうございます。

委員長：よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。イノシシは、その後あれですか、特に中に入ったという様子は見られてないですか。

高木：一部ちょっと中に入った形跡というか、横の土が少し荒れている場所というのがございましたので、そういう意味でも今回の柵というのが侵入防止になるのではないかと考えております。

委員長：柵を作った後に中に入ってきたという事例は、まだ今のところないですか。

高木：それはないです。

委員長：ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。時間も限られておりますので、また、もし最終的に、最後にまとめてやりたいと、何かありましたらそこで伺いたいと思います。それでは、2番目の議題にまいります。輸送についてということで、資料についての説明、環境省からよろしく願いいたします。

島田：失礼します。では、資料2に基づきまして、続きまして輸送についてご説明をさせていただきます。まず1ページ目で、輸送に関する計画についてのこれまでの経緯ご説明しております。輸送の基本的な考え方、それから安全対策などをまとめました輸送計画の案につきまして、これまでに県の技術検討会ですとか、富岡町、檜葉町さんの全員協議会で説明をさせていただきました。また、今年の9月には、その2町の全員協議会におきまして、具体的な搬出のルート、先ほどご覧いただいたようなルートですとか、搬出量につきましてご説明いたしました。それから、10月の全員協議会におきまして、私どもとしては11月から輸送を開始したい旨のご説明をさせていただいております。それから、10月、輸送計画の案、そして搬出の考え方、これらについて後ほどご説明しますけれども、県内の各市町村ですとか、廃棄物の保管管理者向けの説明会というものを開催しております。ただ今が経緯でございますので、おめくりいただきまして1ページ目、輸送計画の概要として一枚紙にまとめております。輸送計画の全体像、この場では詳細は申し上げませんが、まず基本原則としまして、安全かつ確実に輸送すること、計画的、そして円滑に輸送すること、それから十分に丁寧な説明のもとで、関係者

の理解と協力のもとに輸送することなど定めております。ほか、輸送に係る基本事項としまして、例えば対策地域内廃棄物ですとか、指定廃棄物等、搬出の対象になるような廃棄物は何があるのかですとか、搬出先等のある程度基本的な事項について定めています。それから下のほうですけれども、3 ポツとして、輸送に係る実施事項としまして、環境省が全体を統括的に管理して輸送しますという旨ですとか、もろもろの安全対策について説明をしております。以下、2 ページ目以降でこの場では大まかな重要なポイントだけ説明させていただきます。2 ページ目をご覧くださいませでしょうか。まず、輸送計画に基づきまして、搬出の考え方というものを福島県さんと相談しまして、このように考えております。まず、搬出の考え方として、大まかな今後の方針なんですけれども、先ほどご説明しましたように、セメント固型化施設の稼働です。来年の10月以降を想定しておりますけれども。あるいは、この埋立処分場におけます埋め立ての状況、それから輸送する前の搬出の作業の状況、そういったもろもろの諸条件を踏まえて具体的な搬出については考えていく必要があると、こういった状況を踏まえまして、環境省、福島県としましては、当面の期間における搬出の考え方というものを以下のとおり定めようとしております。まず、当面の期間として、対象期間ですけれども、輸送を開始してから平成30年度末まで、来年度末まででございます。その間に搬出が可能な量ですけれども、7万5,000立米、7万5,000袋程度を考えております。それから、搬出の対象となる廃棄物としまして、繰り返しになりますけれども、セメント固型化施設の稼働の時期、そういった状況を踏まえまして、まずは地盤改良用収納容器に詰め替えた廃棄物を中心に輸送しまして、一部セメント固型化に係る廃棄物も対象としていこうと、そのような段取りを考えております。続きまして4の搬出の時期・量ですけれども、この対象期間中の搬出については、以下のア、イと記載してございますけれども、といった事項を優先しながら、環境省が各保管場所の搬出準備作業の状況なども踏まえまして、廃棄物の保管管理者と、その時期・量について調整の上実施していくということを定めております。その優先事項の1つ目ですけれども、アをご覧ください。富岡町さん、そして檜葉町さんなどの双葉郡優先分でございます。これを先ほどの総搬入可能量の4割ほどと想定しております。富岡町さん、檜葉町さん、そして特定廃棄物が多く存在している双葉郡に配慮しようと考えております。具体的な内訳は、その4割について、富岡町・檜葉町、そして左記以外の町村として2対1で考えております。もう1点の優先事項がイでございまして、広域処理施設関連優先分でございます。これは放射能汚染廃棄物の広域処理を受け入れている施設、飯舘、川内、田村、伊達市さん等を指しておりますけれども、これらに配慮していこうとしております。具体的な調整にあたりましては、(2)ですけれども、廃棄物が比較的少量の保管場所については早期に解消していくこと、それから、廃棄物が多い保管場所からの計画的な搬出などを基本としまして、各保管場所の事情などを勘案して考えていこうとしております。以上が搬出の考え方、大まかな方針でございます。続きまして、3 ページ目ですけれども、想定される主要輸送ルートでございます。先ほどご覧いただきましたのは、主にこの近辺、富岡町さん、檜葉町さんの域内でございますけれども、県内大まかに見ますとこのようにご覧いただい

ているような主なルートが想定されております。だいたい主要輸送経路として高速道路を優先的に使っていこうと考えておきまして、常磐道や東北道、磐越道が実際ございませぬけれども、合わせて1日当たりの交通量の試算結果、こういったものも輸送計画の中では盛り込んでおきまして、まずこちら、埋立処分施設ですとか、やがて整備されますセメント固型化施設、この近辺はやはり輸送が集中しますので、この地図上ではオレンジ色で記載をしておりますとおき、30台超から65台以下というふうに想定をしております。その南北に、前後ですけれども、緑色のところですね、国道6号ですとか、この近辺の道路につきましては、だいたい1日当たり5台超から30台以下を想定しております。そのほかのより輸送上末端となる部分につきましては、だいたい5台以下を想定しております。右側は先ほどもご覧いただきましたけれども、この施設の近辺の輸送ルートでございます。こちらが3ページ目でございます、続きまして4ページ目以降で、両町における輸送ルートについてご説明をしております。先ほど既に現場をご覧いただいておりますけれども、詰替等施設の整備状況に合わせ、段階的に輸送を行うとしております。搬入開始後は、仮設焼却施設及び破砕選別施設から廃棄物を特定廃棄物埋立処分施設へ搬出すると。そして、先ほど現場をご覧いただきました詰替等施設、今整備しようとしておりますけれども、その整備後は仮設焼却施設と破砕選別施設から、その詰替等施設にまず廃棄物を移動しまして、詰替等を実施した上で特定廃棄物埋立処分施設へ搬出していこうと考えております。このような趣旨で、先ほどの詰替等施設のところは、今搬入搬出施設という書き方で左の図は記載をしております。それから輸送量ですけれども、輸送車両が集中する国道6号における輸送台数ですが、平均1日当たり30台程度、それから、最大で1日当たり65台程度になる見込みでございます。左側の図は、だいたい先ほどバスに乗ってご覧いただいたとおきでございます。赤の部分が富岡町からの輸送でございます、そのほか緑と青で富岡町の外からの輸送についても記載をしております。緑が一般の道路でして、青の部分が高速道路を用いていることを表しております。続きまして5ページ目ですが、檜葉町内輸送ルートでございます。まず最初に仮設焼却施設です。先ほどご覧いただきましたけれども、そこからの搬出を開始した上で、各保管場所の搬出準備が整い次第、順次他の保管場所からの搬出も実施してまいります。それから、セメント固型化施設の整備、来年の10月以降というふうにご説明申し上げましたが、それに合わせまして県内各保管場所からそのセメント固型化施設への輸送も開始してまいります。檜葉町内で輸送車両が集中する国道6号からの搬出道路における輸送台数は、最大で1日当たり65台程度になる見込みで、先ほどカラーで示したとおきでございます。続きまして6ページ目、輸送時の安全対策について、これらも輸送計画に記載をしております。まず、輸送の統括管理でございますけれども、この輸送の実施主体である環境省が輸送の全工程について一元的に責任を持って全数管理しながら行っていきますという趣旨でございます。まず個々の廃棄物を収納した容器に電子タグを取り付けまして、電子タグによる廃棄物等の全数管理を行いまして、また、個々の輸送車両につきましても、GPS装置を備えることによってGPSによって輸送車両の動きを監視してまいります。先ほど運行管理室をご覧いただいた方にはその説明ござ

いましたけれども、たまたまその場に現物がございまして、こちらがその電子タグでございまして。この電子タグからの読み取りを搬出場所で、場合によってはこういった手動の機械を使って読み取る。場合によってはゲートを使って自動的に読み取っている。さらにそれをこういった端末を通じて全体を統括しているシステムにそのデータを入力することで、こちらの右の図でございまして個々の廃棄物と、そしてその輸送車両について、位置やその中身というものを環境省が一元的に管理するということでございまして。次の白丸ですけれども、その埋立処分施設管理棟内に、まさに隣ですけれども運行管理室と、そして運行管理責任者を配置します。そこで今申し上げたような全体の統括管理というものをを行います。先ほどご説明させていただきましたものが、まさに運行管理責任者のものでございまして。それから、そういったGPSがどうしてもつながらない通信不感地域については、交通監視員を置きまして、要は衛星電話等を用いまして、きちんとそこについても管理をしようと考えております。緊急時の対応でございましてけれども、環境省そして運行管理責任者などによりまして、関係機関への速やかな連絡の実施、搬出場所からの現場復旧班の派遣、そして他の車両の引き返し指示などを行います。また、この福島県内で中間貯蔵施設への除染廃棄物の輸送というものが既に先行しておりますけれども、その輸送とも連携を図ってまいります。それから車両表示、写真がございましてけれども、輸送車両の側面などには、特定廃棄物輸送車両である旨を表示しまして、前面についてもこういった表示をする予定でございまして。また、後部にネームプレートを設置します。続きまして、荷姿の説明、7ページ目をご覧ください。では廃棄物、それぞれどういった容器で運ぶのかですけれども、先ほど来何度かご説明しておりますが、地盤改良用収納容器でございまして。こちらはセメント固型化するものでないものですが、要は飛灰など以外の主灰等ですとか、あるいは不燃物でございまして。こちらは下にある写真の左側でございましてけれども、このような容器にきちんと詰め替え、封入をした上で、安定的な形で輸送を行おうとしております。②ですけれども、角形フレキシブルコンテナ、こちらは3つある写真の真ん中ですが、埋立処分施設へ搬出するセメント固型化をしたものでございまして。右側がフレキシブルコンテナですが、こちらはそのセメント固型化をするための詰替等施設へ移動するものでございまして。これら3点でございまして、まず飛灰について、輸送するときに灰が飛散するのではないかとといった心配を聞くことがあるんですけれども、そこは加湿をして安定的な性状にした上で輸送することを考えております。それから下2点、車の写真がございましてけれども、輸送にあたりましては、積み込んだ容器を固縛しまして、落下することのないようにしまして、荷台に覆いシートをかけます。これによって、雨水ですとか、あるいは飛散、落下について防止しようと考えております。先ほどご覧いただきました受入管理のところにつきまして、8ページ目をご覧ください。埋立処分施設における受入管理でございましてけれども、まず車の流れで時系列でいきますと、図のうちの一番下のところで、必要事項書面等の確認でございまして、こちらは搬出をするときに、こういったフォーマットを記入するわけですが、これについて、この搬入のところでも確認をしまして、特に問題のないことを確認し、ご覧いただきましたゲートモニターにおきま

して、自動で線量を計測します。また、その場所でこの管理タグの情報についても、自動で見るということを考えています。それから③線量を測定しまして、廃棄物の数量ですとか重量を確認しまして、輸送の過程で特に問題がなかったかということを中心に確認した上でシートを外すと。その上で、廃棄物の埋め立てを行った後、④ですけれども、退出前の計量、そして⑤退出前のタイヤの洗浄、さらに目視でも汚れがないか等を確認しまして、問題がないことを確認してから、この処分施設からの車の出て行くところを進んでもらうという段取りを考えております。以上が、かいつまんで何点か要点をということでしたけれども、輸送計画の記載の事項を中心に、輸送についてのご説明をさせていただきました。以上になります。ありがとうございます。

委員長：はい、ありがとうございます。それではただ今の環境省の説明に関して質問、またご意見等ございましたら。いかがでしょうか。

植頭委員：1と書いてあるところ、1の3輸送に係る実施事項の⑧、安全かつ円滑な輸送の実施というところで、運転者には法令、運転マナー及び輸送経路の遵守を徹底させるということがきちんと書かれております。少なからずもやっぱり交通事故というリスクは避けて通れないところだと思いますので、運転、特にマナーなんだと思います。その辺の徹底というのは、ぜひお願いしたいと思います。

委員長：はい。意見だと思いますけど、何かコメントございましたら環境省のほうお願いします。

島田：ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、一つ一つの輸送車両で問題ないように対応させていただきます。具体的には、今輸送を開始する前に、個々の運転者ですとか、それから輸送作業を受注しているJVの管理者含め、教育研修も行っておりますので、それらを継続的に行うことで、現場において問題がないようにしていこうと思っております。ありがとうございます。

委員長：ぜひその辺はよろしくお願いしたいと思います。台数自体は、例えば中間貯蔵と比べればだいぶ少ないかと思いますが、やはり中間貯蔵の場合、いくら気を付けてもやっぱりゼロにはならないという、確かにありますけれども、やはりそれでもだんだん下がっている、実質的には下がっていると思いますので、この辺の徹底というのは非常に大事だと思います。よろしくお願いしたいと思います。他にございますでしょうか。一つ確認ですけれども、実際に県内から運ばれる市町村数というのはだいたい分かるのでしょうか。

島田：輸送計画に詳細記載して、本日割愛しておりますが、だいたい今の時点で廃棄物が保管されている市町村が33ございます。

委員長：33市町村ということですね。そこから、県内からみんな集まってくるということになりますね。他に何かありますか。細かいことでもいいです。きちっといろいろ聞いておいたほうがいいところについては、ぜひお願いしたいと思います。

鈴木委員：確認なんですけど、資料の6ページの緊急時対応のところ、白丸2つ目で、中間貯蔵輸送との連携対応とあるのですが、具体的にどういう連携を考えられているのか教えてください。

島田：ありがとうございます。緊急時、そして平時、この2つの輸送事業は連携していこうと思っておりますけれども、この緊急時としましては、例えば関係機関への連絡、警察ですとか消防、国道事務所、高速を使う場合にはNEXCOさんになりますけれども、こういった関係機関への連絡を、仮に中間貯蔵のほうの輸送で事故があった場合に、中間貯蔵の担当のほうから連絡が行き、一方でこの特定廃棄物の輸送についての事故の場合には、特定廃の担当のところから連絡が行くということだと、やはり関係機関としてはどうしても窓口が2元化されていて、対応がしづらいといった声がございまして、そういった関係機関への連絡のルートは、中間貯蔵のほうが先ほど委員長がおっしゃったように台数が多いものですから、そちらのルートで一括して関係機関への連絡は行っていこうと考えております。その他、例えば車両の引き返しですとか、いろいろ運行の行程でいろいろ不規則な場合が出てくると思うんですけれども、その都度の判断で、双方の車両がお互いに邪魔してしまうようなことのないように、そこは密に連絡を取りながら対応していこうと考えております。

委員長：よろしいでしょうか、他に。渡辺委員。

渡辺委員：富岡町の渡辺です。確認ですけれども、8ページの退出前のタイヤ洗浄というのは、全ての車が洗浄するのか、その水の処理はどうするのか。あともう一つ、この管理型処分場は10万ベクレル以下ということですので、その10万ベクレル以下というのを現在確認済なのか、もしくは搬出するとき確認してやるのか、その辺今の状況を説明してください。お願いします。

委員長：環境省お願いします。

高木：タイヤ洗浄につきましては、これは今全ての車両について洗浄を行うことで計画しております。この水については循環式で使用するものでございます。あとは放射能濃度の件については、これは指定廃棄物であれば指定時にその放射能濃度で申請していただいて指定していますので、それで濃度が分かっていると。一方で搬出する際に表面の線量を測って、それで換算していいことを確認します。なので、その段階で10万以上のものが、10万を超えたものが来ることがないように対応しておりますが、さらに念には念を入れて、処分場のゲートモニターでも確認するというような対策でございます。

委員長：よろしいですか。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

鎌田委員：6ページの車両の表示のことでちょっとお聞きしたいんですけど、この運搬事業、事業というか、その1日の運搬作業が終わったらこれは外すんですよね。外して、運転手さんらはめいめい会社に帰るということだと思うんですけど、その車両はプレートもずっと付けて歩く、空荷でも歩くということはないですか。実はなんでこんなことを聞くかという、この前の会議のとき、ここから帰るときに、この全く白いトラックで5台連なって自分の前を走っていたんです。そうしたら、登坂車線に入っても登坂車線に寄らないで、そのまま走行されたんです。われわれ一般車両は、登坂車線を上って追い越すというのはなかなか、やっても構わないのは構わない、道路交通上やっぱり問題なんで、なぜ大型ダンプが5台も連なって登坂車線のほうに入って、一般車両を通さないのかなと、すごく嫌な思いをしたんです。多分今日の帰りもそうなると思うんですけど、

当然環境省でこれを運んでいるというのも、かなりでもわかるのであれば、通報したり何なりできるでしょうけど、全く白い車、ダンプだけの車だと何を運んでいるか、確かに残土だとか山砂だとか、そういったものを運んで行き来しているのかなと思うんですけど、この表示を常にしてあれば、表面じゃなくても後ろのほうにでも、どこかわれわれが目立つようなところに、表面にしてあればはっきりわかるでしょうけど、そういった部分では作業の終了後の運転手の管理とか、やはり当然さっき言ったように運転手のモラルの問題だと思うんですけど、その辺環境省のほうではどういうふう考えているかなと。これ、実際にあったんです。

委員長：実際、やっぱり中間貯蔵なんかのほうでも、車両に関しては、やはりかなり住民の方の意見というのは結構出てくるんです。現実にはやはりそれは非常に生活する上でも問題になると思いますので、その辺の徹底というのは本当に必要だと思います。今言ったように、例えば5台が、登坂車線がありながら寄らないでというのは、これはやはりちゃんとしっかり環境省としても、意見をしっかりとJVなりに言っていかないと、これはなかなか解決できないと思いますので。そこはぜひやっていただきたいと思います。また、決してこの問題だけじゃなくて、中間貯蔵でやっているのも、同じ環境省でやっているものですから、それはそれということじゃなくて、ぜひ全体として取り組んでいただきたいと思います。何かコメントあったらお願いします。

島田：先ほど植頭委員からご指摘いただいたような点とも同じになりますので、法令遵守プラスそのマナーを守るという点かなと思いますので、私どもの輸送も、そして中間貯蔵の輸送のほうも含めて徹底していきたいと思っております。まずその1点でございます。表示を付け続けるかどうかという点は、通常は輸送を終えた後はJVのほうの基地に戻るのかなと思うんですけども、その後も付け続けていると、本来通るべきでない輸送ルートのところに、この表示のものが付け続けてあると、またそれはそれで話を聞いていないというふうに驚いてしまう住民の方もいらっしゃるかも分かりませんので、付け続けるかどうかについては検討させていただきたいのですが、付けないほうが良いという判断もあるかもしれませんし。他方で、先ほどの法令とマナーを守っていく点については、管理を徹底してまいりたいと思います。どうもご指摘ありがとうございます。

委員長：よろしいでしょうか、他に。はい、大和田委員。

大和田委員：大和田です、よろしくお願いいいたします。この運営期間というのは何年から何年まで、最終的な終了期間は何年頃で終わるんでしょうか。それとあと、年間を通じて、工程表というのはもう区切られて365日ずっと運営するんでしょうか。または1週間に何日走るとか、土日は走らないとか、そういう工程表などは作成してあるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います、よろしくお願いいいたします。

委員長：はい、では、環境省お願いいいたします。

島田：1ページ目に輸送計画の概要というのを示していて、恐縮ながらここにも書いてはいないんですけども、輸送計画本文には記載をしております。まず、この輸送事業ですけども、廃棄物の対象であります対策地域内廃棄物と、そして指定廃棄物、これらに

つきましては、今後6年間かけて輸送そして埋め立てを行っていかうというのがただ今の工程でございます。その計画概要のところに記載がございますが、他に双葉郡8町村の生活ごみというものも輸送対象にしておりまして、こちらについては向こう10年間というものを想定しております。それがこの事業がどれぐらいの期間掛かるのかかという点についてのお答えになります。その上で、輸送の工程ですけれども、こちらは計画的に行っていくというふうにももちろん考えておりますけれども、ただ具体的に日ごと月ごととかというふうには、どこまでシステムティックにあらかじめ決められるかというところ、そこはいろいろ輸送の状況も見ながら、日々ある程度微調整していくところもあるかと思っておりますので、計画的に行っていくということには変わりないんですけども、どこまで細目まで定めるかというところはまだ分からないところです。土日、夜間は基本輸送しない想定でおります。

委員長：はい、よろしいですか。

大和田委員：はい、ありがとうございます。

委員長：他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、引き続き議題3のほうに移りたいと思います。3につきまして、事前モニタリング結果についてということで、まだ運用されていない今現在のモニタリングの状況についてということで、環境省からご説明をお願いします。

森田：はい。それでは事前モニタリング結果についてご説明いたします。着座のまま失礼いたします。資料3、別添A4の縦の資料でございます。厚手の資料でございます。特定廃棄物の埋立処分事業に係るモニタリング調査結果、平成29年4月から9月をご覧ください。ページをおめくりいただきまして、1ページ目でございます。表の1の1にモニタリングの項目・地点数・頻度等、既にモニタリングを実施した項目につきましては、実施日を示してございます。モニタリングにつきましては、施設の場内で行うものと、施設の外、この施設の外と申しますのは、周辺環境、この場合ですと主に処分場内で発生した処理水の放流先でございます六反田川、紅葉川水系でございますが、その2つに分離されるところでございます。また、調査時期につきましては、特定廃棄物の搬入前と特定廃棄物の搬入後に分けることができますが、今回は搬入前のモニタリング結果をご報告するものでございます。今後搬入が始まりましたら、今度は搬入後のモニタリングを実施いたします。そちらにつきましては資料の3、A4横の資料3の埋立開始後の予定というところに示してございますが、それを実施する予定でございますが、今回のこの搬入前の結果につきましては、搬入の影響の有無を判断する基礎データとして活用するものでございます。ページをおめくりいただきまして、2ページでございます。こちらには空間線量率の測定地点を示してございます。敷地境界6地点、埋立地境界4地点で測定しております。隣の4ページ目には、敷地境界における測定結果を、また5ページ目には埋立地境界における測定結果を示してございます。これらのデータは、埋立開始前のデータでございますから、現在のバックグラウンドレベルを示してございます。測定地点の周辺環境の変化によりまして、若干の変動が見られるところでございますが、おおむね全ての地点におきまして、緩やかに減少する漸減傾向を示してございます。ペ

ージめくっていただきまして、7 ページ目が積算線量の結果でございます。こちらにつきましましては割愛させていただきます。次のページ、8 ページ目をお開きください。こちらには大気中の放射能濃度の測定地点を示してございます。大気中の放射能濃度は、空気中のちりをろ紙の上に集めまして、それをゲルマニウム半導体検出器という精密な機械で測定計測いたします。この方法を用いますと、かなり低いレベルまで放射能濃度を測定することができますが、9 ページにお示ししますとおり、4 地点とも放射性セシウムは検出されませんでした。11 ページ目に雨水の結果を示してございますが、放射能は検出されておられません。12 ページ目には処分施設内の地下水の測定地点を、13 ページ目には処分施設外の井戸水の採取地点を示してございます。なお、処分施設の地下水は、遮水シートの下に敷設いたしました地下水集配水管の末端において採取してございます。地下水の水質の調査結果を 14 ページに示してございます。特異的なデータはここではなく、また 15 ページ目に示しますように、放射能も検出されておられません。また井戸水、これは施設の外の井戸水でございますが、井戸水からも放射能は検出されませんでした。16 ページには、処分施設の浸出水処理関係の各試料の採取地点を示してございます。結果でございますが、17 ページには、処理する前の浸出水の原水、18 ページ目には処理水、それを処理した処理水、そして 19 ページ目には放流水の水質の調査結果を示してございます。こちらはいずれも基準を超える値はございませんでした。また、20 ページには、これら 3 試料の放射能濃度を示してございます。放射性セシウムの濃度でございますが、こちらにつきましても全て検出されませんでした。22 ページには悪臭、ちょっとページ飛びますが、24 ページ目には騒音振動、26 ページには埋立ガスの結果を示してございますが、こちら 3 つのデータにつきまして、特異的な値というものはありません。また、28 ページには松葉中の放射能濃度を示してございます。また、28 ページには松葉中の放射能濃度を示してございます。松葉というのは、原子力施設周辺のモニタリングの指標生物としてよく用いられるものでございます。放射性セシウムをトラップしやすい植物といわれております。我々もこの松葉を指標生物として分析を行っているところでございます。その結果が 13.4~302 ベクレル/キログラム生という値でございます。同様な測定を原子力発電所周辺環境放射能測定で行われておりまして、その富岡町のデータあるいは檜葉町の測定結果とほぼ同等なレベルであることを確認してございます。29 ページ目からは周辺環境におけるモニタリング結果を示してございます。29 ページに河川のモニタリング地点、8 地点を示してございます。この中で、モニタリング地点の 3 番と 7 番は今回のこの放流に関係がない、バックグラウンド地点として測定しております。1 番、2 番から施設から放流水が流れていきまして 4 番に至るんですが、3 番はそこに流入する農業用水の水を測定してございます。また、そのあと 4 番、5 番、6 番と六反田川が流れていきまして、そのあと、紅葉川にぶつかりますが、その紅葉川の、六反田川にぶつかる前の地点、ここも紅葉川のバックグラウンド地点として設定しているところでございます。30 ページに水質の調査結果を、また、31 ページの上の表には放射能の測定結果を示してございます。これを見ていただきますと、大腸菌群数が少し高い値となっておりますが、我々、その大腸菌

群がどこから来ているかということの推定を行っておりまして、ふん便性の大腸菌群というものを測定しておりまして、その値が非常に低いということから、この大腸菌群はふん便由来ではない、土壌由来の大腸菌群が検出されておるということを確認してございます。また、フッ素とホウ素でございますが、これが①の地点、②の地点で水質汚濁に係る環境基準を超過してございます。この地点①および②は、先ほどの地図でご確認いただけますでしょうか、施設から放流されてすぐの地点でございます、ほかからの流れ込みがほぼないこと、また、周辺で水の利用がないことから、環境基準が適用されない専用水路という位置付けで、これまでも福島県さまに報告しているところでございます。また、先日、有識者に現地をご確認いただきましたが、専用水路として見なすことに問題ないという見解をいただいております。なお、フッ素の分析におきましては、環境省が契約いたしました業者が公定法を守らなかったということで契約を解除いたしました。今後、同様なことが起こらないよう、しっかり管理・監督をしております。そのあとに、放射能、放射性セシウムの濃度を示してございますが、こちらも全ての地点から検出されてございません。ページめくっていただきまして、31 ページでございます。下の表には川の底に堆積した底質の結果を示してございます。ここで③および⑦など、この当該排水が流入しない、いわゆるバックグラウンド地点のほうが、その前後の地点よりも濃度レベルが高いという傾向が見られております。また、これらの結果は公共用水域の放射性物質のモニタリング調査結果で示されている富岡町における測定結果と、ほぼ同等なレベルでございました。37 ページには表土、35 ページ目には腐植成分、腐植と申しますのは森林等で土壌層の上に堆積している落ち葉などの層のことでございますが、こちらを測定しております。同じく 35 ページ目には植物中の放射能濃度を示してございます。濃度に若干のばらつきはございますが、周辺環境における各濃度レベルと同等なレベルとなっております。36 ページ目以降が連続モニタリングの結果でございます。ちなみに、38 ページには地下水の放射能濃度の測定結果を示してございますが、説明文にございますように、4cps、4 の s のマイナス 1 乗と書いてありますが、4 カウント／セカンド、1 秒間に 4 カウント辺りにある、この値、それが横にずっと伸びてございますが、こちらにつきましては検出器が周辺の環境中の放射能を拾ってしまっている、いわばノイズでございます、水中に放射性物質があるというわけではございません。地下水中の放射能濃度は、先ほどご説明いたしましたゲルマニウム半導体検出器という機械で精密に測定してございます。これまで放射能が検出されたことはございません。また、41 ページには空気中の放射能濃度の測定結果を示してございます。こちら、日によって全アルファ・全ベータの放射能が検出されてございます。こちらにつきましては、例えば、全アルファの場合ですと天然の放射性核種、あるいは全ベータの場合ですと地表面からの舞い上がり、専門用語で再浮遊と申しますが、これらを検出しているものと考えられます。こちらにつきましても、福島県原子力発電所周辺環境放射能測定による事故前の結果と同レベルな値となっております。以上、特定廃棄物を搬入する前の施設内、そして施設周辺の環境モニタリングにおける結果をご説明いたしました。なお、これらの結果につきましては、随時、ホームページのほうに掲載し

まして、皆さまに公開していく予定でございます。また、特定廃棄物を搬入してからのモニタリング結果につきましては、第3回の環境安全委員会において、ご報告・ご審議いただく予定でございます。なお、これらモニタリング結果につきましては、事前に有識者の先生方にもご覧いただきまして、また、このモニタリング地点の妥当性・モニタリングの妥当性というところにつきましても、有識者の先生に現地でご確認いただいております。この環境安全委員会の委員の中では、植頭委員に有識者のお1人としてご出席いただいているところでございます。先生のほうから、今の説明で補足がございましたら、よろしく申し上げます。

委員長：はい、ありがとうございました。それでは、ぜひ、そういうことを検討したことも含めて、お話しいただけたら、よろしく申し上げます。

植頭委員：有識者として事前にデータ、それからデータの妥当性・データの取り方、こういうものを見せていただきました。それで今日、事務局からご報告があったように、まずは30ページ目の河川水中の水質調査結果、ここの部分について37番と41番、フッ素・ホウ素について、高い数字が示されておったという件につきまして、現地調査も含めて確認をさせていただきました。我々が見ているのは、この30ページのデータと19ページのデータ、いうなれば、放流水のデータとの比較というところも重要だと思っております。サンプリングのタイミングが一致していないので、直接ここで何かという話ではございませんが、この地点の立地等につきましては、現地を見たところ、ほかの河川からの流入がない、事務局が先ほどおっしゃっていましたが、ないことと、ほかに利用されてもいないということで、「専用水路」と見なすのが適切なんではないかということでございます。ですから、放流水がそのまま、その水路に流れているという状況だと判断させていただきました。ですので、今後、規制をする側と今もいろいろ話を報告されているようですから、そういうところの意見も伺いながら、管理をされていくのが適切だと思っております。また、住民の方々と一緒にモニタリングをするようなことも近く検討されているようですので、できれば、この採取地点に住民の方にも行っていただいて、どういう河川の状況で、どういうモニタリングをして結果が出たかというところを一緒になって見ていただければ、より安心という部分でつながるかと思えます。それからもう1点、38ページの地下水中の放射能の濃度の部分でございます。これは、今、事務局からバックグラウンドの数字として報告があったわけでございます。我々も実際にその最終地点を見ましたが、やはり周辺の山林からの放射線、そこのうつり込みが多いと思われま。遮蔽をすることによって、それらを遮ることもできますが、モニタリングというのは廃棄物を入れる前から長期的に傾向を見ていくというのが大事であって、入れる前のデータをそのまま使わせてもらって、廃棄物が入ったあとの変動がないことをここで確認していく。そして、それらが安定した段階でさらに詳細な調査が必要だと判断されれば、遮へい蔽体を設置する等の検討もその段階ですればいいということだと思います。せっかく、これまで事前モニタリングを行っているわけですから、ここでやり方を変えるとこのデータが全く活かないので、私はこのデータを使いながら廃棄物が入ったあと、変動はあるのかないのかを見ていくことが重要だと思っております。

す。以上でございます。

委員長：はい、ありがとうございます。それでは、今のご説明に対して何かご質問がございましたら、どうぞ。

佐藤委員：佐藤です。よろしく申し上げます。今、先生の説明の中で、フッ素の基準値、これ 30 ページでは 0.8、こちら 19 ページでは 8。何か違うんですかね、放流水とこの関係で。

植頭委員：放流水につきましては、環境中に出すための排出の基準というのがあります。ですから、そこは排水の基準を守っていくというのが事業者には課せられている部分ですね。それから、河川中になりますと、今度 30 ページの基準がそれよりも厳しくなっているのは、一般的な河川の場合には、ほかのところから水が入ってきて希釈されると、その効果を狙ってこういう数字ができていますので、それが現在のこの河川の状況が「専用水路」のようなかたりになっているの、それは雨が降らない限り期待があまり持てないということがあるから、今後も同じような傾向が出ると思います。よって、この基準の考え方が違ってなっているんだと思われま。

佐藤委員：そうすると、それはうんと厳しくなっているというふうには？

委員長：いわゆる排水基準と環境基準っていうのが違うんですね。環境基準というのはどうしても、いわゆる望ましい基準であって、そこにはいろんなところからいろんなのが入ってきますんで、生活環境面では生活環境保護というデータを厳しくしているんです。一方、排水からのやつというのは事業者に対しての排水ですから、そういう意味では排水基準というのは環境基準よりも緩いっていう言葉はあれですけど、10 倍ぐらい、普通は、一般的には。

佐藤委員：はい、分かりました。

委員長：ほかにいかがでしょうか。

小葉委員：小葉です。全体的に難しくてよく分からないんですけど、説明を聞いている中でちょっと耳に引っ掛かったのが、11 ページの所でセシウムは全くないというふうな説明があったんですけども。これはあくまでも、あるか、ないかっていうよりも、検出限界以下ですよ。だから、ないとは言いきれないと。なんか説明でそこだけ強調して言われたんで、何か特別なことがあるのかなっていうのが。

委員長：全くそのとおりです。やはりもちろん、最後まで濃縮していけばゼロってことはあり得ない話なので、全くないという言葉というのは気を付けていかないといけない。特に今、安全の問題とかも含めてそうなんですけれども、そこはきちっと言っていたほうがいいかなと思います。おっしゃるとおりだと思います。

小葉委員：はい、了解しました。

委員長：ほかにいかがでしょうか。私のほうから 1 つ、よろしいでしょうか。先ほど植頭委員のほうから、いわゆるモニタリングっていうのはずっといろいろ測定しながら、例えば異常になった時に、早くいかに見つけるかっていうことが大きなポイントなんですね。例えば、そういう意味では、5 ページ目はちょっとこれ、先ほど説明では触れなかったかもしれないですけども、5 ページ目に、ちょっと高くなってストンと落ちていくよ

うなものもありますんで。やはり、この辺については少し説明していただいたほうがいいかなと思うんですけども。5 ページ目の3からですかね。D ですね。

森田：はい、よろしいでしょうか。2 ページ目の、まず、地図をご覧くださいと思います。2 ページ目の埋立地境界の D という地点でございます。浸水処理水の処理施設に下りていく坂の途中にある地点でございます。この地点、D の値が若干変動しているというところがございます、5 ページをご覧ください。5 ページ目の茶色の三角形のプロットのグラフでございます。これを見ていただきますと、平成 29 年 6 月に入りまして若干上がってくるというところなんです。ここのグラフ、ここの範囲を拡大しておりますので、大きな変動のように見えますけれども、だいたい 0.1 ぐらいの上昇が見られてございます。その後、6 月の末から下がってまいりまして、7 月からは低い傾向を示してございます。実は、これ、ご説明の中でさらっと申し上げたんですけども、やはり、この値っていうのは周辺の環境の影響、環境の変化を強く受けるところでございます。D の地点につきましては、地図でございましたも分かりますように、ここで当該期間に埋立直しの作業をしているというところがございます、周辺の環境が大きく変わってきたというところがございます。そういうような影響を受けまして、このような変動を示したというところがございます。今後もこういうような変動につきましては、我々のほうもしっかり確認をしまして、このような例えば上昇傾向が見られた時の周辺の環境がどのような変化が生まれているか、このように高くなっている原因のソースはどこにあるかというところを、しっかり検討していく、確認していくと考えておるところでございます。以上でございます。

委員長：はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかに。分析自体でなかなか、数字ばかり出ていて難しいかと思えますけれども。気が付いたことがもしありましたら、ぜひ、いろいろご質問させていただいたほうがいいかなと思います。いかがですか、町の方もいかがですか、大丈夫ですか、何か。よろしいですか、何か気になるようなことがありましたら。

佐藤委員：はい、すいません。ずっとこの下流の紅葉川の河川があるんですけども、その下流で農業用水に取水している箇所がある。将来的にはその水、現在、水、使っていますよね、田んぼ作っているから。バラしたの？

渡辺(弘)委員：あそこは直接じゃなくて、上流なんですよ。

佐藤委員：ああ、そう。

渡辺(弘)委員：こちらも、これから太田地区さんのほうの取水というかたちになってくると思います。

佐藤委員：はい。それでね、河川から、これ末端まで行っていますから、農業の水田にこの水を使う場合、これが一番何が問題になりますかね、セシウムとか。今まだ放流前の検査結果ですから。始まってからね、何を使えば。

森田：我々、そこでは塩類濃度について指標にしてございます。塩類濃度が高い場合には希釈をするというところがございます。塩類濃度は高くなりますと、やはり作物に障害が生じますので、塩類濃度をパラメーターにその管理をしていこうと考えているところ

でございます。

委員長：恐らく、例えば放射能に対する不安かもしれませんが、それはいろいろなところで今現在もやられています、というのは山の中含めて、高いところもあります、高かったところもあります。そういう意味ではいろいろ実際に作物を作る時も、いろいろ農業的なご指導というのも恐らく県なんかでもやられていると思いますけれども。何かって、なかなか、これ実際にやる段になって、どういうものが出ているかっていうのは、データがこれだけ出てきますんで、それでゆっくり見ていただければと思うんですけども。その間にいろいろ指導だとか、あれも、たぶん県のほうで考えているんじゃないかと思うんですけど。一概に、この物質がっていうよりも、どのくらいかっていう恐らく話になると思いますね。

佐藤委員：そうですね。

委員長：ええ。ですから、その辺は実際にデータを見ながら、これから、いろいろなことを検討されてみてはいかがかなと思います。ほかにいかが、どうぞ。大和田委員。

大和田委員：じゃあ、2回目なんですけども。やはり、こういう管理型処分は10年20年先ではなくて、もっともっと先なのでしょう、もう最終的なのですから。人類の生きていく限りは、これ、見ていかななくてはならないわけですから。私たち、これからね、どんどんどんどん、富岡にしろ檜葉にしろ、帰町して山に入って山菜取ったり、魚取ったり、食べなきゃならない、そういうことを今までやってきたし、これからもそういう放射能を忘れて、山に入って自然のものを食べて生活していくわけですから。やはりこれから生態ですね、サワガニを調べたり、メダカを調べたり、そういうことを数年、もう何十年も続けてやらしてもらわなくちゃならないことなんで、やはり一番そういうことが肝心なことで、私たちは不安、これから将来子どもを、これはもともと100年も200年も先、もう未来に向けてのことなんですから、やはりこの施設の外には絶対もう、そういう危険なものは出さない、不安なものは出さないっていうことが原則じゃないでしょうかね。やはり今、北朝鮮でも核実験をやって、50メートル、60、100メートルぐらいの穴が開いて、それが発掘すると、また放射能が出るよという報道されていますけども。そういう緊急ではなく、我々は緊急と捉えて、これから本当に安心して暮らせるような都市づくりまちづくりをやっていかなくてはならないんですから、環境省さん、本当にこれね、もう軽い気持ちではなくて、私たちの生活がかかっているわけですから、未来がかかっているわけですから、よく皆さんで検討してほしいなと思います。終わります。

委員長：はい、ありがとうございました。ぜひ、環境省さん、よろしくお願ひしたいと思います。何かコメントを。どうぞ。青木委員。

青木委員：1点だけ、ご質問なんですけど。7ページの積算線量ということで、3点の積算線量を、これ1ヶ月ですね。これの、例えば年間の積算だと、この数字自体が特にこれでいいのかどうかという確認と、それから、現在作業をされている方の、例えば積算線量のデータとか、そういったものがあるのかどうかお聞かせいただければと思います。

委員長：はい、環境省さんのほうでお願いいたします。

森田：この積算線量の値は1ヶ月の値ということでわれわれが取っているところでございます。

す。作業員、われわれ、例えば処分場の作業員はもちろんしっかり放射線管理を行いますので、これからデータを取っていくところでございます。また、この最終処分場以外の事業につきましても、例えば中間貯蔵でございますとか、他の事業につきましても、しっかりそこは放射線管理を行っておりますので、データのほうは取得しているというところでございます。

委員長：そのデータにつきましては、例えばこの委員会で示されるということとはできるわけですか。

森田：ちなみに、この特定廃の施設の放射線管理の状況につきましてはご報告いたします。

委員長：以上、ぜひお願いしたいと思います。よろしいですか、青木委員。

青木委員：はい。

委員長：やはり地元の人も含めて作業員の方というのは、かなり特に今日の前半の道路沿いにかかなり立っておりますけれども、やはり周辺はまだ除染してないところもあるでしょうから、そういうところというのは被ばく量も少し多くなると思いますので、その辺の管理をよろしくお願いできればと思っております。はい、どうぞ、黒澤委員、どうぞ。

黒澤委員：富岡町と楡葉町の境のところにこういった施設ができて、この施設が稼働していく過程の中で周辺住民、富岡・楡葉両町のそういった方の安全安心というのがやはりこれから大事になってくるのかなと思っております。それを、安全だよ安心だよっていうのをどのようにして見せていくのかっていうのが今後のテーマになるのかなというふうに考えます。こうしたデータが環境省さんのホームページ等で見られるというのは理解できますけども、その見せ方という意味で、両町の広報紙やらそのホームページなんかを活用した住民への発信する発信の仕方といいますか、そういったものを考えていくべきかなというふうに考えますけども、どのようにお考えでしょうか。

委員長：お願いします。

森田：まさしく今いただいた意見、町さま以外からも頂いているところでございまして、ホームページにはやはりアクセスしにくいという方もいらっしゃいますので、ぜひ町さまと協力させていただきまして広報紙等に、紙ベースの報告書のほうを挟み込ませていただくということで、広く皆さまにデータを周知したいと考えているところでございます。

黒澤委員：そういった意味でも、町としても全面的に協力していきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

森田：ありがとうございます。よろしく申し上げます。

委員長：やはり一緒になってやってください。環境省が例えば紙ベースにただ織り込むというだけじゃなくて、おそらくは役場としてのやはり評価みたいなもの、評価みたいっていいですか、中に入れていくことはすごく大事なことだと思います。中にはやはり環境省さんがやったデータと、町が確認したデータでは、少しイメージが変わっているという部分も考えられますので、その辺はぜひ考えていただければと思います。他にいかがでしょうか。それでは時間がそろそろ、だんだん迫ってきておりますので、それでは続いて議題4のほうに移りたいと思います。議題4につきまして、環境省のほうからご説明ということですので。情報の公開方法についてですね、よろしく申し上げます。

高木：それでは、私、高木のほうから説明させていただきます。今もいろいろと話がありました、また第1回のときに情報の公開方法やコミュニケーションについてさまざまなご指摘を頂いたところがございます。この資料4においては、私どもが今考えている情報の公開方法のさまざまなやり方というのを一つにまとめまして、全体像として示したものでございます。まず、上の実施の全体像としまして、特に地元住民の方々の暮らしの安心、信頼関係の構築をしていくために情報発信拠点を中心に、子どもからお年寄りまで幅広く地元住民の方々とのコミュニケーションを深めていく施策を実施したいと考えております。加えまして、県内県外を含めて広く安全対策を含めた事業の情報発信ですとか、復興に向けた活動を伝える適切な情報公開を行うことで風評被害の発生の防止を図っていきたいと考えております。広く県内外に向けた展開、また地元での展開ということで分けていますが、県内外に向けた展開としまして、パンフレットの配布ですとか、コールセンターの活用、また、下はインターネット上での情報公開としましてリアルタイムのモニタリングサイトですとか、埋立処分事業のサイト、また情報発信拠点がオープンする際には情報発信拠点のサイト上についてもウェブ上で公開していくというところで考えておりますし、また、今、黒澤委員から指摘、また、ご提案がありましたように、インターネット上だけではなくて広報紙等でのこういった情報の発信といったものも盛り込んでいきたいと考えております。また、真ん中に記載していますのは情報発信拠点というところで、先ほど現地確認時に予定地を少し車窓からご覧いただきました。ここにおいては、実際の事業の解説の展示ですとか、その模型などを設置しまして、実際の埋め立ての様子が分かるようにする。また、セメント固型化施設、埋立処分施設とともにライブカメラを設置しまして中の様子も見られるようにしたいと。また、モニタリングのデータを確認したり、運行状況のリアルタイムの確認をしたりできるような施設としたいと考えております。また、こういった情報発信拠点において、先ほども紹介がありましたが、ここを拠点に住民の方と一緒にモニタリングをできるような企画を行ったり、またその他、参加型イベントなどを実施する拠点としたい。また、地域とのコミュニケーションの場としてこういったものを活用していきたいと考えております。まずこの情報発信拠点から処分場への見学ツアーなども企画しておりまして、処分施設においては場内展望台から中を見ていただいたり、また、この管理棟内にも工事に関する展示なども設けられたらと思っております。また、右側の、地元での展開としまして、右下のところに少し重複しますが処分施設見学ツアーの開催ですとか、また、この情報発信拠点内にとどまらずに、そこから外に出ていく。具体的には、例えば小中学校への出前講座を行ったり、また環境学習イベントやPR・交流イベント等を実施していく。例えば町で行う何かイベント等にわれわれが出展して、分かりやすく情報発信をしていくといったようなこと。また、PR・交流イベントとしては、地元住民の方々の信頼関係構築のための取り組みということで、これはもう既にわれわれとして進めている部分もありますけども、例えば東京の学生に来ていただいて一緒に花畑をつくったりとか、そういった学生と進める事業ですとか、農産物PR、町の景観性向上、魅力発掘事業、こういったものも企画して続けていきたいと考えております。また、裏面につい

ては、これらの施策の実施の流れということで、第1回るときに、情報発信拠点のオープン前はこういった発信になるかというご指摘もありましたので、こういったかたちで線形で示しております。この事業の内容ですとか、安全性を確保するための取り組み、最新の実施状況、モニタリング状況、処分場の様子について分かりやすく、適時正確な情報発信を行う。また、継続的なリスクコミュニケーションを実施していくというところで、下のボックスですけれども、2017年秋、今から処分事業のパンフレットの配布、コールセンターの活用、こういったものはもう既に行っておりますし、また、輸送開始前にはその周知のための広報を両町のほうにしていきたいと考えております。また、ご要望に応じまして処分施設の見学会を開催、また外部カメラ・モニタ等の設置準備をしていきまして、処分施設の見学設備等も充実していくと。情報発信拠点がオープンしましたら、先ほど説明しましたような内容の企画ですとか、展示等を行うということです。また、真ん中において、インターネットでの開かれた情報公開としましては、既にサイトをオープンしているところをございまして、情報発信拠点ができた暁には、その情報発信拠点のサイトもオープンする予定でございます。また、地元住民との信頼関係構築のための取り組みというのは、既にPRイベント、交流イベントを実施しておるところですけれども、発信拠点オープン以降については、出前講座ですとか環境学習イベント等も併せて実施していくというようなことで考えております。以上で説明を終わります。

委員長：はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対してのご質問、ご意見等ございましたら。はい、どうぞ。

小葉委員：小葉ですけれども、今までも同じような説明とか、資料もそう書いてあると思うんですけど、風評被害の発生の防止を図るという言葉なんですけれども、もう既にこの施設に特定廃棄物を入れるという計画が上がったときから風評被害はあると思っていて、こういう書き方をすると、新たに発生することに対する防止しか聞こえてこないんですけど、そこはちょっと書き方を変えるべきじゃないかなっていうふうに思っていて。影響あるものに対してそこを払拭していくのかどうか分かんないですけども、対策、かつ発生の防止を図るんじゃないかなと思うんですけども、その辺の言葉をちょっと変えていただきたいなと思っています。

委員長：いかがでしょうか。

高木：ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思います。われわれとしてもその辺りの記載の不十分さがあったと思います。もちろん風評被害の払拭というのがまずあると思いますし、さらなる発生の防止という観点もあると思いますので、その辺りは今後の説明資料の中でも気を付けていきたいと思っておりますし、実際にそういった活動をしていきたいと思っております。

委員長：はい、小葉委員、よろしいですか。

小葉委員：はい。

委員長：非常に重要なことだと思います。リスクコミュニケーションに関してはいろんなところでやられていますが、なかなかこれといって決め手がなくて、少し効果は上がっていますが、そこはまだまだやはり不十分だということが、今回の廃棄物に限らず

いろんな所で言われていることで、そういう意味では言葉一つ取ってもやはりそういうことはすごく気を付けていかなくてはいけない部分もありますし、なかなか意味が通じないところもありますので、その辺はよろしくお願いします。他にいかがでしょうか。はい、渡辺委員。

渡辺委員：太田行政区の渡辺といいます。ここに処分施設見学会の開催、ご要望に応じてあるんですけども、うちの行政区で、一応搬入が始まったらその辺のことを検討してはいるんですけど、ただやはり平日ですよ、搬入するのは。ですから、ある程度人数まとまらなければならないのか、自由に連絡すれば来られるのか、その辺、行政区のみんなに連絡したいと思うので、その辺のことをお聞かせ願いたいんですけど。

委員長：いかがでしょうか。

高木：はい、ありがとうございます。そのご要望に応じてわれわれ対応していきたいと思っておりますので、人数が多くても少なくても、それは私どもとしては対応させていただきますし、しっかり見ていただきたいと思っております。搬入が平日だけということで、そこはどうしても搬入している様子を見たいということであるとやはり平日になってしまうんですけども、その辺りはご理解いただきましてご確認いただければと思います。

渡辺委員：分かりました。

委員長：例えば土日でも搬入するところ以外ということであればできますということよろしいですね。

高木：もちろん土日にご確認いただくということもできますので、その辺りはご相談いただければと思っています。

委員長：他にいかがでしょうか。

植頭委員：よろしいですか。

委員長：はい。

植頭委員：実はこの処分場が受け入れられるかどうかというところは、この情報公開のところが非常に大きな要因を占めていると思います。それで、今までもいろいろな議論がなされてきたと思います。環境モニタリングの話も含めてですけども、そういうものに対してきちんとここに来れば先生がいて教えてくれる。それから、不安に思ったことに対してきちんと向き合ってくれる。どんな小さな質問でもそこに真面目に回答してくれる。そういう姿勢が大事だと思っています。われわれの日本原子力研究開発機構でも実は情報公開の在り方等いろいろやっております。そして、リスクコミュニケーションについてはわれわれもいろいろとやってきたところで、今回の事故でいろいろな住民の方々が混乱したという要因についても、ほぼ解析ができてきたかなというところもありますので、いろいろな面でご協力もできると思っています。若手の研究者が必要であれば、ここに来て出前講座などに先生として行くこともできますし、また、女性の研究者のほうがソフトな対応ができるということであれば、そういう者をこちらのほうに派遣することも可能ですので、住民の目線に立ったコミュニケーションをぜひ進めていただいて、やり過ぎということはないと思っています。常にここに行けば開かれた情報が得

られるというようなかたちをぜひつくっていただければと思います。協力はこちらです。よろしくお祈いします。

委員長：はい、ありがとうございます。JAEA としては全面的にバックアップするというお話でございますし、組織を挙げてオーソライズされているかと思ひます。これに限らず、いわゆる一般的なことも含めてぜひ各町村の方々も JAEA を利用していただければ、JAEA としてもそのバックアップ体制は十分にあると思ひます。また行政区の中でも、ぜひ出前講座みたいなものがありましたら環境省さんでも、おそらく県でも町村でも相談もらえれば、おそらくそういったことはできるんじゃないかと思ひます。ぜひその辺はそれぞれで勉強しながら深めていければと思ひますので、よろしくお祈いしたいと思ひます。他にいかがでしょうか。これに限らず、そういった全体的にもし何か言い残したこととか、また、ぜひこれを言っておきたいということがございましたら。

小葉委員：よろしいでしょうか。

委員長：はい、どうぞ、小葉委員。

小葉委員：小葉ですけれども、今日、搬入ルートとか見てきたのですけれども、今、搬入に際して工事が、道路ができあがってという状況ですが、工事がどの程度遅れているのかなというのが、要は搬入できる状況になるのがいつごろになるのかなというのがちょっと気になるとこなので、そこをご説明いただければ。

委員長：はい、では、環境省さん、お祈いいたします。

高木：ありがとうございます。搬入道路につきまして、私どもとしてこれまで 10 月末をめどにということ申しておりましたが、やはり 10 月に台風が続いたもので、その分少し遅れた部分がございます。ただ、国道の部分は申し上げましたように、昨日検査していただいたと。で、合格しております。また、町道につきましても今日舗装を終えて、2 日に検査の予定ですので、そこが終わりましたら国道、町道とも供用開始できる見込みでございます。もちろん信号機については警察の検査を終了しております。あと入り口の部分の町道でない田んぼを埋めた道路の部分についても、舗装はこの連休を通して終わりますので、そういう意味では搬入道路を供用開始できるのは 1 週間以内には完成できると見込んでおります。

委員長：よろしいでしょうか。1 つだけ確認しますと、例えば、そうすると荷姿として、例えば運び入れる、搬入できるっていうことは、ある数といいますか、それはあることはあるわけですか。

高木：荷姿はございます。先ほど輸送の中で説明がありましたが、専用の容器に入れる、またはセメント固型化するというところがありましたが、例えば富岡の仮設焼却施設であればセメント固型化施設が中にありまして、そこで固型化したものが既にございます。また檜葉町の仮設焼却施設においては、これは出てきた焼却灰をそのまま直接地盤改良用収納容器に投入するというような構造になっていますので、既に専用容器に詰められた状態でものが保管されているということで、運び出しは可能でございます。

委員長：ありがとうございます。他によろしいですか。どうぞ、黒澤委員。

黒澤委員：環境省さんのほうにちょっとお祈いなんですけれども、今回の環境安全委員会の資

料の中に前回の指摘事項というのがございましたけども、今後、議事録全般、概要的なものでも構わないので、例えば第3回開かれる際に、第2回ではこんなことが議論されましたというような概要的なものを付けていただければ非常にありがたいんですが、その辺りについてどうでしょうか。

委員長：併せて私からもお願いですけれども、やはり会議をやる場合に事前に資料をいただきたいと思うんです、皆さん。今、行っているんですか。というか、ぜひかなりこう厚いものについては、この場で見てもなかなか分からない人もいますので、ぜひ事前に。当日変わるにしても、どのぐらいのものかということが分かっているとだいぶ違うと思いますので、その辺を併せてお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

高木：分かりました。私どもとして不十分な部分がありまして、失礼いたしました。この環境安全委員会については議事録を公開することとなっておりますので、第1回、第2回とも、今、議事録の書き起こし作業を進めていまして、皆さまに確認いただいた上で公開すると。本来であれば、間に合っていれば第1回のもをここに付けるということもできたんですが、ちょっと第1回と第2回の間が少し狭かったものでできませんでした。ただ、概要だけでも付けておけばよかったというのはそのとおりですので、その辺りはしっかり対応していきたいと思います。また、資料の事前送付につきましても、今回間隔が短くて直前までいろいろ変えていた部分もあったんですが、そうであっても少し前の段階のものであっても、一度皆さまにご確認いただくというプロセスも取りたいと思いますので、その辺り、われわれの運営も改善させていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

委員長：それでは、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか、それでは。時間も4時ぴったりにということでございます。今日は本当にどうもありがとうございました。それでは、これをもちまして委員会のほうは終了させていただきたいと思います。では、最後は事務局のほうにお渡しします。よろしく申し上げます。

島田：どうもありがとうございました。以上をもちまして、第2回管理型処分場環境安全委員会を閉会いたします。本日頂きましたご指摘を踏まえて、ますます安全に、そして着実に進めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。なお、ただいまより環境省のぶら下がりを行いますので、報道関係者の方々はお集まりください。それでは、本日はどうもありがとうございました。